

ISACA職業倫理規定

ISACAでは、協会の会員および/または資格保有者のプロフェッショナルとしての、または個人としての行為を指導するための職業倫理規定を定めています。

会員およびISACA資格保有者は次のように行動する必要があります。

1. 監査、コントロール、セキュリティおよびリスク管理といった企業の情報システムやITのガバナンスや管理を効果的にするための適切な基準および手順の実施を支援し、これらの遵守に努めること。
2. 職業上の基準に従い、客観的な態度で適正に評価を行い、専門家としての配慮を持って業務を遂行すること。
3. 利害関係者の利益のために正當に奉仕すると同時に、行為および人格について高い品位を維持し、会員およびISACA資格保有者あるいは協会の信用を傷つけるような行為に関与しないこと。
4. 情報の開示が法的権威により求められる場合を除き、業務遂行上知り得た秘密および機密情報を守ること。このような情報を個人の利益のために使用したり、不適切な相手に開示したりしないこと。
5. 個々の分野における能力を維持し、必要な技能、知識および能力を用いることにより成し遂げられることが当然期待できる活動のみを引き受けること。
6. 開示しなければ報告を歪める可能性のある全ての重要な事実を含む実施された作業の結果を適切な関係者に報告すること。
7. 監査、コントロール、セキュリティおよび管理リスク管理といった企業の情報システムや技術のガバナンスや管理に関する理解を深めるために、利害関係者の専門教育を支援すること。

この職業倫理規定に違反すると、会員および/または資格保有者の行為が調査され、最終的に懲戒処分となる場合があります。